

岩手県監査委員告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年8月7日

岩手県監査委員 軽石 義則  
 岩手県監査委員 神崎 浩之  
 岩手県監査委員 寺沢 剛  
 岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
政策企画部広聴広報課	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入事務に係る調定時期及び金額が適正であるか、支出事務に係る補助・委託事業の完了確認が適正になされているか、当該事業目的の達成状況等に着眼して監査を行った。
総務部財政課	〃	〃
文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック推進室	〃	〃
環境生活部環境保全課	〃	〃
農林水産部団体指導課	〃	〃
農林水産部農業振興課	〃	〃
農林水産部農業普及技術課	〃	〃
農林水産部農村計画課	〃	〃
農林水産部農村建設課	〃	〃
農林水産部農産園芸課	〃	〃
農林水産部県産米戦略室	〃	〃
県土整備部建設技術振興課	〃	〃
県土整備部砂防災害課	〃	〃
県土整備部都市計画課	〃	〃
県土整備部下水環境課	〃	〃
県土整備部建築住宅課	〃	〃
県南広域振興局経営企画部	〃	〃
県南広域振興局農政部	〃	〃
県南広域振興局農政部花巻農林振興センター	〃	〃
県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	〃	〃
県南広域振興局農政部一関農林振興センター	〃	〃
県南広域振興局農政部北上農村整備センター	〃	〃
県南広域振興局農政部一関農村整備センター	〃	〃
県南広域振興局林務部	〃	〃

県南広域振興局土木部	〃	〃
県南広域振興局土木部花巻土木センター	〃	〃
県南広域振興局土木部北上土木センター	〃	〃
県南広域振興局土木部遠野土木センター	〃	〃
県南広域振興局土木部一関土木センター	〃	〃
県南広域振興局土木部千厩土木センター	〃	〃
県南広域振興局花巻審査指導監	〃	〃
県南広域振興局一関審査指導監	〃	〃
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	〃	〃
県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	〃	〃
県北広域振興局土木部二戸土木センター	〃	〃
岩手県食肉衛生検査所	〃	〃
岩手県二戸保健所	〃	〃
岩手県県北家畜保健衛生所	〃	〃
奥州農業改良普及センター	〃	〃
一関農業改良普及センター	〃	〃
二戸農業改良普及センター	〃	〃
岩手県教育委員会事務局教職員課	〃	〃
岩手県人事委員会事務局	〃	〃
岩手県監査委員事務局	〃	〃
岩手県労働委員会事務局	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

- (1) 県土整備部建設技術振興課 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、104,089円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、518,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 県南広域振興局土木部花巻土木センター 私有車使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。